

特集

一問一答！

安定的な皇位継承について
考える

▼新体制のもと、気持ち新たに

▼ありむら治子氏が四期目の当選
第二十五回参議院議員選挙結果報告

▼「公開憲法フォーラム in 愛知」のご案内

▼これからも共に歩んで下さいませ！

▼同性婚へつながるパートナーシップ制度

神政連国会議員懇談会総会・
令和元年中央委員会を開催

神政連レポート

こころ N°・二〇九

心



Shinto Association of
Spiritual Leadership

新体制のもと、気持ち新たに

去る六月の中央委員会におきまして役員改選がなされ、私ども四役は再任となり新たな役員体

制のもと、七月一日新年度がスタート致しました。今後は政策の推進に全力を尽くしてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻の程、お願い申し上げる次第であります。

新体制のもと最初の取り組みは、七月二十一日投票の参議院議員選挙への対応であります。結果はご承知の通り、本連盟の推薦候補であります有村治子議員は、前回を一万五千票近く伸ばし、また、過去最高の得票数で見



神道政治連盟会長
打田 文博

事に四選を果たされました。祝意を申し上げると同時に、これも偏に全都道府県本部はじめ会員各位のご理解の賜物と存じ上げます。此の上は、国會議員懇談会との連携を一層強化し、多岐に亘る課題に対処してまいる所存であります。

さて、喫緊の課題は、まず御代替りの諸儀式がつつがなく斎行されますよう万全を期すことは申すまでもありませんが、関連する諸課題にも対応致してまいります。また、皇室典範特例法の附帯決議に基づき、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」や「女性宮家の創設等」の論議が秋口から活発になることと存じます。本連盟と致しましては、御皇室の伝統を踏まえ、静かな環境の中でしつ

かりとした対応に努めてまいります。

次に、憲法改正の運動であります。先の参議院選挙の結果、国会発議に必要な三分の二以上を改憲に前向きな政党で確保出来なかつたとの分析があります。しかし、一部の政党を除き、我が国の将来を見据えた改憲思考の議員は少なからずおります。神政連と致しましては、国会対策もさることながら、国民投票に向け、世論喚起に努めてまいりたく存じます。現在継続中の憲法フォーラムの開催を、よりきめ細かく実施し、成果をあげる地道な努力を地方本部と一体となり、進めてまいりたく存じます。

また、来る十一月八日には設立五十年を迎える、来年五月八日には、国會議員懇談会も五年になります。この節目の年度を充実した一年とし、来年六月十日には、次の五十年に向けての決意の式典を開催致す予定であります。

いざれに致しましても本年度は、神政連の課題を大きく進める可能性のある一年であります。一方、憲法改正運動一つをとっても護憲派は、大衆受けを狙つた造語や印象操作など、様々な手段で運動を展開してくると思います。しかし、国民の目は節穴ではあります。友好団体と連携し、今まで以上に丁寧な活動に専念し、後は正論を見抜く国民の民度に期待したいと存じます。

私たちは、日々「国の平和と安全」「国民の安寧と幸せ」を祈っております。この祈る者として、あるべき國の形を実現すべく神政連の国民運動は存在するのだと考えます。

「真剣に考え真剣に祈る者は、必ず言動に現れる」と思います。

神政連の使命と役割に倍旧のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

一問一答 安定的な皇位継承について考える

神道政治連盟政策委員
国士館大学特任教授

百地 章

Q1 皇位はどのようにして継承されてきたのですか？

A 初代神武天皇以来、「皇位」は「皇統に属する男系の子孫」によって継承されてきました。「皇統」とは神武天皇以来の系統を指し、「皇位」つまり天皇の御位は、常に神武天皇の血を引く一系の男子孫によって継承されてきたわけです。

令和の御代替わりによって、第百二十六代の天皇が即位されましたが、皇統譜をもとに作成した二千年以上続く天皇の系図を見ると非常に複雑です。これは男系の皇統を守るためでした。

江戸後期の光格天皇から今上天皇までは八代も直系で継承されてきましたが、これは稀な例です。ほとんどは兄弟間、叔父から甥など、さらに直系が絶えたときは遠い傍系の男子を探して皇位

が継承されています。

Q2 「男系」「女系」とは何ですか？

A 「男系」とは、父方を通じて歴代天皇さらに神武天皇にまで行き着くことのできる方々のことと、「父系」とも呼ばれます。しかし明治以来、憲法や法律上「男系」という言葉が使われてきました。

これに対しても「女系」とは、母方を通じてしか歴代天皇につながらない方を指します。愛子内親王は「男系」ですが、仮に愛子様が民間人と結婚されお子様が誕生すれば、その方は男子であれ女子であれ「女系」となります。

イギリスではヨーク朝、チューダー朝、スチュ

アート朝というように、「女系」の国王が誕生する度に「王朝名」が変わってきました。万一、女系の天皇が誕生すれば、皇室とは別の王朝が誕生してしまうことになります。

Q3 皇位はなぜ男系によって継承されなければならないのですか？

A 「男系による皇位の継承」は、建国以来の皇室の伝統であり、不文法上確立したもののです。これを成文化したのが大日本帝国憲法（明治憲法）と旧皇室典範でした。

日本国憲法には、「皇位は世襲のもの」（第二条）と書かれているだけです。しかし現憲法は明治憲法をもとに、その改正手続きに従つて制定されましたから、この「世襲」は男系とみなければなりません。皇室典範に「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（第一条）があるのは、それを確認したものです。そして、歴代政府も「世襲」は男系であると解釈してきました。です

から、皇位が男系によって継承されなければならないのは明らかです。

Q4 皇位継承権者が不足していると言われますが、現状について教えて下さい。

A 皇室典範第二条一項は皇位継承順位を定めていますが、それによれば第一位が皇嗣秋篠宮親王、第二位が悠仁親王、第三位が常陸宮親王です。しかしご年齢から言って、常陸宮様が即位されることは考えられませんから、実質的な皇位継承権者はお一人だけになります。

そこで愛子内親王など女性皇族にも皇位継承権をお認めすべきではないかといった意見も主張されるようになりました。しかし、女性皇族に皇位継承権を認めた場合は、将来、女系皇族さらに女系天皇につながるおそれがありますから、慎重にならざるを得ません。

そのため、男系によって継承されてきた皇位の安定的継承を如何にして確保するかが、大きな課

題になつてゐるのです。

Q5 愛子様は天皇にはなれないのですか？

A 歴史的には、八方十代の女性天皇がおられました。それ故、皇室典範を改正すれば「男系」の愛子様が天皇になることは可能です。

しかし女性天皇は、すべてご在位中は配偶者を持たれませんでした。果たして、今日、そのような厳しい条件をつけることは可能でしょうか？

また女性天皇は男性の皇位継承者が得られるまでの一時的存在でした。とすれば秋篠宮殿下や悠仁親王がいらっしゃいますから、愛子天皇を実現する理由もありません。

さらにご在位中に民間人と結婚されお子様が誕生すれば、「女系皇族」さらに「女系天皇」につながる可能性もありますから、憲法違反の疑いが生じます。

Q6 「女性天皇」と「女系天皇」はどうに違うのですか？

A 「女性天皇」は父方が歴代天皇から初代神武天皇へと遡ることができる「女性の天皇」です。

これに對して、「女系天皇」は歴史上存在しませんが、母方を通じてしか歴代天皇につながらない「天皇」を指します。この場合、男性でも女性でも「女系天皇」ということになります。

第三十三代推古天皇は最初の女性天皇ですが、父は第二十九代欽明天皇でした。また、二番目の第三十五代皇極天皇（第三十七代齊明天皇）は、父が第三十代敏達天皇の孫茅渟王（ちぬのきみ）です。

問題は第四十三代元明天皇の皇后で第四十四代天皇に即位された元正天皇のケースです。女性天皇のお子様が天皇になられたように見えますが、元正天皇は元明天皇のご即位前に草壁皇子との間に誕生した子ですから、男系の「女性天皇」であつて「女系天皇」ではありません。

Q7 「宮家」とはどういうものですか。「女性宮家」の創設には、どんな問題があるのですか？

A 「宮家」は、「皇統の危機」に備え、男性の皇位継承権者を確保するためのものです。ですから「女性宮家」など歴史上、存在しません。それどころか、女性宮家は「女系皇族」の誕生につながる危険があります。

鎌倉時代以降、「親王宣下」の制によつて、「世襲」の宮家つまり「世襲親王家」が成立しました。生まれた時は「王」であつても、世襲の都度、天皇の名目上の「猶子（養子）」とされ、天皇から「親王」の身分が与えられる制度です。

室町時代以降は「伏見宮家」「桂宮家」「有栖川宮家」「閑院宮家」の「四世襲親王家」から三方の天皇を輩出し、皇統を支えてきました。

Q8 男系で皇位継承を安定的に確保するために出来ることは何ですか？

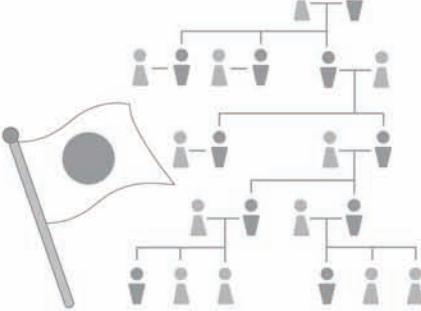
男系で皇位継承を安定的に確保するためには、常に一定規模の「宮家」を確保しておく必要があります。

そのために、今考えられる方法は、戦後、GHQの圧力のもとで皇籍を離脱せざるを得なくなつた旧十一宮家の男系男子孫の中から、相応しい方を皇族としてお迎えすることです。

旧宮家は六百年以上の歴史を誇る伏見宮家の家系に属します。その内、賀陽家、久邇家、東久邇家、竹田家には二十代以下の、悠仁親王に近い世代の男系男子が八名以上おられます。

そこで、皇室典範

特例法を制定して、かつての四世襲親王家にならい四、五人の男子を皇族に迎え、将来「宮家」を名乗つて戴くことができれば、安心ではないでしょうか。



「公開憲法フォーラムin愛知」のご案内

本連盟では、国会での憲法論議の活性化と、改憲気運の更なる醸成を目指して、全国主要都市において「公開憲法フォーラム」を企画・実施しています。本フォーラムは「日本の未来を守りたい～いま私たちにできること～」を主題とし、我が国の安全と憲法のあり方にについて考えるべく、基調講演とパネルディスカッションの二部構成で実施しています。

本企画の第三弾として、本年九月三十日には、「公開憲法フォーラムin愛知」を名古屋コンベンションホールにて開催します。基調講演では井上和彦先生から、災害派遣等、自衛隊の献身的な活動を紹介（ハンカチをご準備ください！）します。パネルディスカッションは、登壇者の鋭い指摘や絶妙な掛け合いなど見所満載です。憲法改正実現のために、私たち国民一人ひとりが関心を持ち、主体的に考え行動することが大切です。「公開憲法フォーラムin愛知」開催にあたり、是非、愛知県に在住の方、また隣県にお住まいの方はご参加下さい。



お申し込み締め切り 令和元年9月23日(月)

これまでの開催経過は左記の通り

■第一弾「公開憲法フォーラムin福岡」
 (JR九州ホール・五〇名参加)
 ■第二弾「公開憲法フォーラムin大阪」
 (サンケイホールブリーゼ・七五〇名参加)

※引き続き、全国各地での憲法フォーラムを企画してまいります。
 内容はその都度本連盟のホームページで公開します。



支援者、事務所スタッフと喜びの声

七月二十一日の参議院議員通常選挙比例代表区(全国)では、本連盟推薦のありむら治子参議院議員(神政連国会議員懇談会副幹事長)が「十万六千二百二十一票を得て、見事四期目の当選を果たしました。

当日、選挙事務所には打田文博会長をはじめ、多くの支援者が集まり、固唾を飲んで結果を見守っていました。午後八時の開票が始まつて間もなく、当選確実が報じられるところ、事務所内は一気に支援者の歓喜に包まれました。

今回の参院選では、「憲法改正も大きな争点」(安倍総裁)とされ、自民、公明、維新などの改憲勢力で、非改選議席を含め、憲法改正案の国会発議に必要となる三分の二以上の議席(百六十四議席以上)を獲得できるか否かが注目されました。結果として改憲勢力は百六十一議席となり、百六十四議席には届きませんでしたが、多くの国民が国会での憲法改正議論を望んでいることは明らかです。

参院選の結果を受け、安倍総理

は「憲法改正の議論をすべきという国民の審判は下った」と述べ、野党側に対し憲法論議に応じるよう求めました。

憲法改正は、本連盟が掲げる重要施策の一つであり、本連盟では引き続き、国会議員懇談会と連携して国会での議論の活性化と、国民投票を見据えて、改憲気運の更なる醸成に努めてまいります。

尚、選挙区においても、皇室の伝統護持、憲法改正運動の推進、教育環境の整備拡充や家族の保護など、本連盟が掲げる施策に賛同する候補に対し推薦状を交付し、中央本部・都道府県本部が推薦した計三十七名が当選されました。

神政連推薦候補当選者(選挙区)

選挙区	候補者	選挙区	候補者
北海道	岩本剛人	三重	吉川ゆうみ
	高橋はるみ	京都	西田昌司
青森	滝沢求	大阪	太田房江
福島	森まさこ	兵庫	加田裕之
茨城	上月良祐	奈良	堀井巖
栃木	高橋克法	和歌山	世耕弘成
群馬	清水真人	鳥取・島根	舞立昇治
埼玉	古川俊治	岡山	石井正弘
千葉	石井準一	広島	河井あんり
東京	豊田俊郎	山口	林芳正
	丸川珠代	徳島・高知	高野光二郎
神奈川	島村大	香川	三宅伸吾
富山	堂故茂	福岡	松山政司
石川	山田修路	佐賀	山下雄平
福井	津波宏文	長崎	古賀友一郎
山梨	森屋宏	熊本	馬場成志
岐阜	大野泰正	宮崎	長峯誠
静岡	牧野たかお	鹿児島	尾辻秀久
愛知	酒井庸行		計37名

太字は国議懇会員 ※7月21日 投開票日 現在

祝 第二十九回参議院議員選挙結果報告 ありむら治子氏が四期目の当選

祝



これからも共に歩んで下さいませ!
北海道にて。命の重みや地域や家族の絆、日本の尊厳を守るために第一線に立っていきます。

しこの夏の集中豪雨による土砂崩れの跡が生々しく残る九州南部、震災からの復興道半ばの東北被災地でも直接お話を伺う中で、政治に希望を見いだして下さり、「街頭演説に声援を送つて下さる方々に励ましを頂いての選挙戦でございました。世界情勢を見据えれば、やはり「人口」が国力の大重要な要素であることを痛感します。その人口動態が少子・高齢化によって激しく変動している現在の我が国に

あって、この構造的变化に対応できる社会の仕組み作りを成し遂げねばなりません。平坦ではない激動期の国政の一端を心して担当させて頂きたい

と使命感や责任感をずしりと感じます。

夏の陣が終わり、秋には大嘗祭が斎行されます。安定的な皇位継承に向けての論議や憲法改正も、いよいよ具体的な政治課題になつてきます。国民の良識を代弁して、国家のあるべき姿を丁寧に語り、「神道の精神を国政に、日本の心を政策に」という行動指針を以つて、国家国民にお仕えします。

感謝

これからも共に歩んで下さいませ！



有村治子
ありむら はるこ

参議院議員 比例代表(全国区)選出
神道政治連盟国会議員懇談会 副幹事長

令和の時代、最初の国政選挙となりました。

神道政治連盟をはじめとする、神社界の皆さまのご支援を賜り、このたびの参議院 比例(全国)区での選挙を戦い抜くことができました。

三期十八年お育て頂き、今回は全国で二十万六千二百二十一名の方に「ありむら」と個人名で投票頂きました。

● ● ●

神社界の同志の皆さまが「保守政治家を育て、国会に送つてやろう」とお心にかけて頂き、事前の後援会活動やポスター掲示、演説会へのご出席や電話掛け、投票依頼など、幾多のご教導を頂いて、初めて全国区の選挙戦に臨めることを自

らに言い聞かせます。
平素、国政の議席をお預かりする政治家として、「国土が広い」ということは、とても有難いことと認識しておりますが、いざ全国四十七都道府県を選挙区とする参議院 比例(全国)区候補としてタスキを掛けますと、日本全土は気が遠くなるほど広く、多様性に富む風土の集合体であることを痛感します。時速八百キロの飛行機に二時間乗り続けてもなお、出発地も到着地もそこはまだ選挙区です。飛行機・新幹線・特急・自動車で列島を横断し、歩いて支持を訴える「桃太郎行進」も東北や関東・関西で実施し、日本各地で対話を重ねました。

文字通り、北は北海道から南は沖縄まで移動

同性婚へつながるパートナーシップ制度

北海道政治連盟中央本部総務
藤山 敬廣

現在、渋谷区を始め全国各地の自治体でパートナーシップ制度が導入されています。従来こうし

た制度は、首長や議員が中心となつて制定されました。また、昨年二月には「自治体にパートナーシップ制度を求める会」が発足し、組織的な運動を展開しています。同会は昨年、夏の陣と称して首都圏を中心に東京、神奈川、埼玉と北海道の二十数カ所の地方議会に、パートナーシップ制度の導入を求める請願、陳情、要望書を提出し、十数カ所の地方自治体で採択されました。さらに昨年秋には首都圏以外の自治体にも陳情、請願を提出し、今年に入つても埼玉県内すべての自治体を目標に要望書を提出するなど、今後さらに活動が展開されることが予想されます。また、多くの自治体は条例ではなく、議会を通さずに首長が制定できる要綱という方式を取り入れていますので、注意

が必要です。

の観点が抜け落ちてしまうことにもなりかねませんし、本人同士が合意すれば、一夫多妻制などの重婚も可能という論理にもなります。また、子の保護という点でみれば、同性婚を認めた米国の調査では、同性カップルに育てられた子供は経済的、精神的に問題を抱える可能性が高いという報告もありますし、第三者の精子を使う人工授精についても、成長した子供の中には自己のアイデンティティについて苦悩を抱える者が多いという指摘もあります（『明日への選択』平成三十年十二月号）。六年前に同性婚が合法化されたフランスでは、今年二月に、同性婚の親を持つ子供に配慮して、学校が書類などに「父親」や「母親」などの言葉を使うのをやめ、「親1」や「親2」という表現を使うことができるようになります。法律が下院で可決されたというニュースもありました。

このように、同性婚によってどのような影響ができるかは、まだまだわからない部分が多いのが現状ですが、少なくともこれまでの家族のあり方を根本から

● ● ●

変えてしまいかねず、家族や地域社会の崩壊につながる恐れがありますので、同性婚につながるパートナーシップ制度の導入には十分な注意が必要です。なお、性的少数者に対する偏見のない社会を作ることと、同性婚を認めることは全く異なる問題であり、自民党の性的指向・性自認に関する特命委員会でも、多様性を受け入れる社会を目指していくべきとする一方で、同性婚容認は相容れず、パートナーシップ制度についても慎重な検討が必要だとしています。

各地での請願、陳情に続いて、六月には野党議員が同性間の婚姻ができるよう、民法の一部を改正する法律案を提出しました。また、いわゆるLGBTの問題と絡めて議論され、人権問題の指摘を受けこともあるようですが、性的指向の問題とは切り離して、パートナーシップ制度の導入については、地方議員とも連携して慎重に対応するとともに、十分な理論武装することが必要です。

神政連国会議員懇談会総会・令和元年中央委員会を開催



中曾根会長代行挨拶

役員など、約四百名が集まり意見交換を行いました。

総会は国議懇事務局長の稻田朋美衆議院議員が司会を務め、冒頭、中曾根弘文会長代行、打田文博神政連会長が挨拶しました。打田会長は、自民党が第二十五回参議院選挙の公約に憲法改正を掲げたことに触れ、憲法改正実現のためにも、選挙の取り組みを強化し、国議懇と一層協力していく旨述べました。

自民党の国会議員で組織

される神道政治連盟国会議員懇談会（安倍晋三会長）では、去る六月十一日、東京のホテルニューオータニにおいて総会並びに神政連役員らとの合同懇談会を開催しました。会場には、国議懇会員をはじめ全国の地方議員連盟会員や神政連都道府県本部

議事では、活動報告として、新元号の公表時期にかかる問題につき、政府に対し元号の意義や歴史的経緯を踏まえた慎重な対応を求めるべく、日本会議国会議員懇談会と合同で「新元号にかかる申し入れ書」を提出したことや、男系継承が維持されてきた皇室の伝統を踏まえた方策について会員相互で認識を共有すべく、勉強会を開催したことなどが報告されました。今後の活動計画については、明年が国議懇結成五十年の節目の年に当たることから、皇室や憲法など国家の根幹にかかる重要な問題について、国会での実践活動や時局に応じた勉強会を継続的に開催していくことなどが異議なく諒承されました。

総会終了後の合同懇談会は、田中恒清神社本庁総長の挨拶に続き、元衆院議長の伊吹文明顧問が乾杯の発声。公務の合間を縫つて安倍晋三内閣

公務の合間をぬって
駆けつけて戴きました。

閣総理大臣や山下貴司法務大臣、片山さつき女性活躍担当大臣らがお越しになりました。

尚、神道政治連盟国会議員懇談会では、令和元年七月二十八日現在、衆議院議員一百十五名、参議院議員七十三名、計二百八十八名の国会議員が会員として活躍しています。また各地方においても三十の自治体において二十七の地方議員連盟が設立されており、各都道府県の神政連本部や神社庁と連携し、それぞれ活動を展開しています。

翌日は神社本庁大講堂において、各都道府県の中央委員が出席して神道政治連盟令和元年中央委員会が開催されました。

開会式では、打田会長の主催者挨拶に続き、来賓の田中恒清神社本庁総長、加藤勝信自由民主党総務会長、稻田朋美議員懇事務局長、山谷えり子同副幹事長よりそれぞれ祝辞を戴きました。また、中央本部主催の「公開憲法フォーラム」を開催した福岡県本部と大阪

府本部、新たに地方議員懇談会を設立した愛知県本部、海外研修を主催した千葉県本部に対し表彰状が、多年に亘り活動を展開している長崎県大村市神道議員連盟に対し感謝状が贈呈されました。

議事では、平成三十年度事業報告、二十九年度一般会計歳入歳出決算、同特別会計収支計算書、令和元年度活動方針・事業計画案、同一般会計歳入歳出予算案について異議なく承認されました。特に活動方針・事業計画では、御代替の意義の啓発に努めるとともに、憲法改正にかかる国会での議論の活性化と国民世論を一層喚起していくことが確認されました。また議事の途中には、公務の合間に縫つて駆けつけた有村治子国議懇副幹事長が挨拶され、第二十五回参議院議員選挙の勝利に向け、決意を新たにされました。（選挙結果詳報は七頁参照）

尚、本年は役員改選が実施され、打田会長以下四役が再任された他、綱紀委員、監査委員や各地区の推薦により選出された副幹事長・総務がそれぞれ選任されました。

今後も、皇室の尊厳護持運動や憲法改正運動の推進など、取り組むべき諸課題について、新体制の下、役員一同となって取り組んでまいります。

（新役員の顔ぶれは裏表紙参照）

新体制で一層の躍進をめざす

神政連役員紹介



会長 打田 文博

静岡県 小國神社宮司



副会長 加藤 治樹

石川県 尾山神社宮司



副会長 石川 正人

神奈川県 師岡熊野神社宮司



幹事長 服部 憲明

愛知県 岩津天満宮宮司



総務会長 藤原 隆磨

岩手県 盛岡八幡宮宮司

副幹事長

山口直英 東京都 氷川神社宮司
中磨輝美 栃木県 二荒山神社宮司
北方幸彦 北海道 諏訪神社宮司
佐々木宮廣 秋田県 八幡神社宮司
本郷啓介 岐阜県 金神社宮司
星野和彦 新潟県 戸隠神社宮司
本名孝至 兵庫県 伊弉諾神宮宮司
岡村吉明 鳥取県 賀露神社宮司
門家茂樹 徳島県 忌部神社宮司
福川義文 熊本県 青井阿蘇神社宮司

総務

田村康雄 東京都 渋谷氷川神社宮司
渡邊平一郎 山梨県 小室浅間神社宮司
藤山敬廣 北海道 亀田八幡宮宮司
田村 稔 宮城県 二木神社宮司
宇治土公貞尚 三重県 猿田彦神社宮司
松田悦夫 福井県 日枝神社宮司
梶道嗣 京都府 北野天満宮補宜
黒神直大 山口県 遠石八幡宮宮司

総務

長曾我部昭一郎 愛媛県 伊豫豆比古命神社宮司
谷川博之 鹿児島県 枚聞神社宮司

網紀委員長

吉村政徳 長崎県 政彦神社宮司

網紀委員

神保佑史 群馬県 辛科神社宮司
長澤好晃 和歌山県 閩雞神社宮司

監査委員長

利根康教 神奈川県 寒川神社宮司

監査委員

若宮得幸 富山県 姉倉比賣神社宮司
九條道成 東京都 明治神宮権宮司

謹長

安部匡俊 福島県 隠津島神社宮司

副議長

滝和人 長野県 御嶽神社宮司
渡部公麿 広島県 遷保姫神社宮司

神宮

渡邊修 三重県 神宮司庁



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321

<http://www.sinseiren.org/>